

農地中間管理事業ご契約者 様

〒950-0065

新潟市中央区新光町 1 5 番地 2

公益社団法人新潟県農林公社

代表理事 池田 紀夫

農地中間管理事業における賃料の改定について（通知）

賃料については、農地中間管理事業規程により、公社、所有者及び公社並びに貸付先が協議して合意が得られた場合は、改定できることとなっております。ついては、下記のとおりにお手続きいただき、期限までに申し出のありました賃料は、本年秋の徴収・支払に反映いたします。

なお、省エネルギー社会の実現に向けて紙の省資源化を図る取組みとして、次年度からは本通知自体を廃止し、公社ホームページでのみ賃料改定のお知らせをさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いたします。なお、ご希望の方には、次年度も通知を行いますので、別紙に記入の上、公社へご提出ください。

記

1 提出物

賃料変更申出書（公社貸付）（様式第 16 号）

※申出書は、本通知には同封しておりません。以下の公社ホームページよりダウンロードできます。また、契約手続きを行った窓口（市町村、JA 等）にも備えております。

本通知掲載ページ URL：<http://www.nochibank-niigata.com/topics/20230407.html>

2 提出先

当該農用地等の借受け手続きを行った窓口（市町村、JA 等）

上記ページ QR コード



3 提出期限

令和 5 年 6 月 13 日（火）

4 その他

- （1）昨年まで同封しておりました変更に係る申出書や契約中の農地情報については、今年より廃止させていただいております。農地情報は、利用権設定時に公社または市町村から送付された計画書等をご確認ください。
- （2）提出に当たっては、所有者（出し手）と調整の上、借受者と所有者の双方が署名・捺印したものを提出してください。
- （3）賃料の改定を希望されない場合は、手続きをいただく必要はありません。

お問い合わせ

公益社団法人新潟県農林公社 農政部

農地中間管理事業課 水留、石崎

TEL 025(285)8442 FAX 025(285)7885

(別紙)

令和 年 月 日

公益社団法人 新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫 様

住 所 :

氏 名 :

固定電話 :

携帯電話 :

メールアドレス :

農地中間管理事業における賃料改定の通知についての申出書

農地中間管理事業における賃料改定の通知について、以下の理由により、令和6年の通知をお願いいたします。

希望理由

例：ホームページの閲覧が不可能なため。

※本申出書は、下記の宛先に直接ご提出（郵送）ください。

<提出先>

〒950-0965

新潟県新潟市中央区新光町 15 番地 2

公益社団法人新潟県農林公社 農政部 農地中間管理事業課